



赤ちゃんが生まれたら

出生届

問 各総合支所区民課窓口サービス係（裏表紙参照）（芝地区総合支所は戸籍係）



出産した病院で、出生証明書（出生届と一緒にあります）が発行されます。

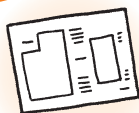
届出人（父または母）は、生まれた日から**14日以内**（日本国外で生まれた場合は、3カ月以内）に、届出人の住所地・本籍地または出生地のうち、いずれかの区市役所・町村役場に提出してください。

なお届出の際には、「出生届出済証明」の認証をするため、「**母子健康手帳**」をお持ちください。里帰り等で、届出の際に母子健康手帳の持参が難しい場合は、後日お持ちください。

国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険被保険者証（保険証）も併せてお持ちください。

持ち物

1



出生届1通

2



母子健康手帳

3



国民健康保険
被保険者証

忘れない
ようにね！



マイナンバーとマイナンバーカード

問 各総合支所区民課窓口サービス係（裏表紙参照）

※マイナポータルについてのお問合せは、各手続きの欄を参照してください。

マイナンバーカードは赤ちゃんでも申請できます。

出生届を提出した後、一か月以内に郵便で赤ちゃんのマイナンバーのお知らせが届きます。

マイナンバーのお知らせに同封されている申請書の二次元コードをスマートフォン等で読み取ることで、簡単にオンライン申請をすることができます。

マイナンバーカードの有効期限はカードを申請した後の5回目の誕生日までとなります。

マイナンバーカードを使って、お持ちのスマートフォン等で、マイナポータルから「児童手当の手続き」や「子ども医療証交付申請」等の電子申請ができるようになります。

【マイナンバーのお知らせに関する問合せ先】 マイナンバーナビダイヤル 0570-00-1277

赤ちゃんが
生まれたら

保育園・幼稚園

一時的に
預けたいとき

みんなで子育て

学校に入ってから

相談・サポート

子育てSOS

出生通知書

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



赤ちゃんが生まれたら、出生届とは別に「母子健康手帳」にとじ込んである「出生通知書」のはがきをみなと保健所へ郵送しましょう。転入等で港区の「出生通知書」がない場合はお問い合わせください。

保健所では、送られてきた出生通知書に基づいて、こんにちは赤ちゃん訪問や母子保健サービスの案内等を行っています。

新生児聴覚検査

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



○新生児聴覚検査を受けましょう

新生児聴覚検査とは、生まれてすぐ、赤ちゃんが眠っている間に聴覚障害の疑いがないかを調べる検査のことです。

生まれつき、聴覚に何らかの障害を持つ赤ちゃんは、1,000人に1～2人とされています。

聴覚障害は早期に適切な支援を開始することで、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られるので、早期発見が重要です。

○新生児聴覚検査費用助成

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票等とあわせて、新生児聴覚検査受診票1枚を交付します。受診票に記載された検査項目（保険適用外）については、公費負担の対象となります。

上記受診票は、都内の委託医療機関でのみ利用可能です。都外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合は、申請により費用の一部を助成します。

こんにちは赤ちゃん訪問（全戸訪問事業）

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



保健所では、送られてきた出生通知書に基づいて、「こんにちは赤ちゃん訪問」を行っています。出産後早い時期は、お母さん自身の体調が整わないことも多く、赤ちゃんとの生活にも慣れず、不安になりやすい時期です。

ご自宅に訪問し、「赤ちゃんの体重測定や育児相談」「産後の体調」などのご相談や、「母子保健サービス紹介」などを行っています。

【対象】 おおむね生後120日以内のお子さんがあるすべての家庭

【方法】 助産師・保健師による家庭訪問

産後母子ケア事業

☎ みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



妊娠中から産後の母子を対象に専門職による育児支援を行い、お母さんのからだところを癒やし、赤ちゃんのすこやかな成長を支援します。

○ 助産師による母子保健相談窓口

妊産婦さんの妊娠・出産・育児のお悩みや心配ごとについて、電話や面接で相談をお受けします。それぞれのお母さんと赤ちゃんに合わせた個別のアドバイスを行います。

● 相談窓口

月～金 午前9時～午後5時
(祝日、年末年始除く)

☎ 3455-4431 (相談専用電話)

○ ママの健康相談

出産という大仕事を終え、身体は大きく変化しています。ホルモンバランスも変化しているため、気持ちも不安定な時期といえます。

産後の体調や母乳・卒乳についてのご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【対象】 出産後1年未満の方

【内容】 産後の体調、母乳についてのご相談

【方法】 助産師による家庭訪問

【相談回数】 産後3回

○ デイケア(サロン)事業

※1カ月児健診終了後ご参加いただけます。

Hello ママサロン (要予約)

1～2か月の赤ちゃんとその保護者を対象に助産師による講話・交流会を行います。

うさちゃんくらぶ (要予約)

生後2～3か月の赤ちゃんとその保護者の集いがあります。内容は、自己紹介や助産師によるミニ講話など。地域ごとのグループに分かれて交流するので、ご近所の子育て友だちを作るよい機会！ほかの人はどんな子育てをしているのか、情報交換の場でもあります。ブックスタートも行っています。

のんびりサロン (要予約)

3～4か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、お母さん同士での交流できるフリースペースを設けています。

※いずれも、誕生月等によって参加できる日程が決まっていますので、港区ホームページでご確認ください。

産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業

☎ みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



家族などから育児や家事の支援を受けられない場合に、区が契約する医療機関等に宿泊して母子のケアや授乳相談、育児相談が受けられます。利用するにあたっては、事前に登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

産後母子ケアデイサービス及び乳房ケア事業

☎ みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



家族などから育児や家事の支援を受けられない場合や、体調不良、授乳や育児に不安を抱えている場合に、区が契約する医療機関等に来所又は自宅訪問において、母子のケアや育児相談、母乳に関する相談、授乳方法等の指導が受けられます。利用するにあたっては、事前に登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

乳幼児健康診査・育児相談・講座

問 ★の健診・相談 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084
 問 ●の健診・相談 みなと保健所健康推進課健康づくり係 ☎ 6400-0083



名称	実施場所	問い合わせ先
3～4カ月児健診	指定医療機関	★
4カ月児育児相談	みなと保健所	★
6～7カ月児健診	指定医療機関	★
9～10カ月児健診	指定医療機関	★
1歳6カ月児健診	内科健診は指定医療機関、歯科健診・育児相談は保健所	★
3歳児健診	みなと保健所	★

乳幼児の健康診査・育児相談は無料で受けられます。対象者にはそのつど、ご自宅に案内をお送りします。日程は、港区ホームページでもご確認ください。(予約制)

その他にも、保健所では毎月0歳～就学前のお子さんを対象に「すくすく育児相談」を行っています。詳しくは港区ホームページをご覧ください。

名称	内容・対象 など	問い合わせ先
はじめての離乳食教室	離乳食のはじめ方について、話をします。 【対象】5カ月の赤ちゃんをもつ保護者 【場所】みなと保健所(予約制)	●
乳幼児食事相談会	管理栄養士が乳幼児の食事相談を行います。 【対象】乳幼児をもつ保護者 【場所】みなと保健所(予約制)	●
バースデイ歯科健診	月1回、歯科健診・歯みがきの話・食事相談等 【対象】就学前のお子さん(3歳の方は「3歳児健診」で) 【場所】みなと保健所(予約制)	●
すこやかちゃん フッ素塗布事業	フッ素塗布・歯科健診・歯科保健指導 【対象】今年度中に4歳・5歳・6歳になるお子さん 【費用】無料(実施期間中1回) 【場所】区内実施医療機関	●
歯並び・かみ合わせ相談	矯正歯科の専門医が相談を行います。 【対象】3歳から小学校6年生 【場所】みなと保健所(予約制)	●

港区立児童発達支援センター(ぱお)

問 港区立児童発達支援センター(ぱお) ☎ 6277-3106
 F 6277-3844 開館時間 月～土曜 9:00～18:00



発達につまずきや遅れがあるお子さんを対象に、発達に関する相談・支援を行っています。

たとえば・・・

- 言葉がゆっくり
- 歩き始めが遅い
- 落ち着きがない
- 動きがぎこちない
- お友達とのトラブルが多い などありませんか？

お気軽にお電話でご相談ください。

面談では、必要に応じて心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等が相談をお受けします。

発達支援

名称		内容・対象 など
相談支援	総合相談	お子さんの成長や発達に関する相談を受けます。また、親子で通園して療育を受ける親子グループと個別指導(0～2歳児)を実施しています。 【実施日】月～土曜 9:00～18:00
	計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用に向けての相談と、障害児支援利用計画の作成を行います。
障害児通所支援※	児童発達支援(通園)	日々の活動の中で基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通してさまざまな経験を重ねます。小さな集団の中で友達とのやりとりを通して集団生活に適應できる力を身に付けます。 (同日に保育園との併用が出来ます) 【実施日】週5日のクラス：月～金曜 週2日のクラス：火・水曜または木・金曜 【対象】3～5歳児
	児童発達支援(グループ支援)	活動を通して「できる」経験を重ねることで、幼稚園、保育園等において自信を持って物事に取り組めるよう支援します。 【実施日】月～金曜の午後(月2～3回) 【対象】幼稚園・保育園等に通う3～5歳児
	児童発達支援(個別指導)	お子さんの状況に合わせて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別指導を行います。 【実施日】月～金曜 【対象】おおむね3～5歳児
	放課後等デイサービス	心理士、作業療法士、言語聴覚士が中心となり専門的見地からお子さんの課題に応じた個別指導および小集団で療育を行います。生活能力の向上および社会性やコミュニケーションスキルを伸ばすことをめざします。 【実施日】月～金曜の午後及び土曜(月1～2回) 【対象】学校に就学している児童
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日々の生活における基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通して日常生活に必要な動作を経験したり、遊びの幅を広げたりします。 【実施日】月～金曜(月2回程度) 【対象】重度の障害等のため、児童発達支援等を受けるために外出することが困難な児童
	保育所等訪問支援	保育園、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活への適應のための専門的な支援等を行います。 【実施日】月～金曜(月2回程度) 【対象】保育園等集団生活を営む施設に通う0～18歳未満

※障害児通所支援の利用にあたっては、通所受給者証が必要です。

予防接種

問 みなと保健所保健予防課保健予防係 ☎ 6400-0081



お母さんからもらった病気に対する抵抗力も、成長とともに、だんだん失われていきます。予防接種で免疫をつけ、感染症を予防しましょう。

みなと保健所では、予防接種の対象年齢を迎えるお子さんに、予防接種予診票をお送りしています。忘れずに受診しましょう。予防接種の種類や接種時期については港区ホームページをご覧ください。

なお、P6の「みなと母子手帳アプリ」では、生年月日から予防接種のスケジュールを自動作成が可能です。ご活用ください。

子ども医療費助成

問 子ども若者支援課子ども給付係 ☎ 3578-2430



18歳に到達後の最初の3月31日までの子どもが、健康保険による診療・調剤を受けたときの医療費の自己負担分を助成します。保護者、子どもともに港区に住んでいて、日本の公的な健康保険に加入していることが条件で、申請に基づき医療証を交付します。なお、保護者の所得制限はありません。

※生活保護世帯や施設入所中の子どもは対象になりません。

※出生・転入日から15日以内に子ども給付係へ郵送、各総合支所区民課保健福祉係へ持参、マイナポータルによる電子申請のいずれかで申請してください。

○ 申請に必要なもの

子どもが加入している健康保険証が必要です。

○ 助成の方法

① 都内医療機関にかかる場合

健康保険証と医療証を医療機関の窓口で提示いただくと、自己負担分を支払わずに診療・調剤を受けることができます。

② 都外、その他医療証を取り扱わない医療機関で受診する場合

医療費の自己負担分を支払った後、所定の申請書に領収書原本を添えて子ども給付係へ郵送または各総合支所区民課保健福祉係に申請してください。医療証に記載の保護者の口座に振り込みます。

子どもの疾病への医療費助成

問 みなと保健所健康推進課地域保健係

☎ 6400-0084



■ 養育医療

出生時の体重が2,000g以下、または生活力が特に弱く、一定の症状を示す新生児が、指定病院に入院する場合は、費用の一部が免除されます。

■ 療育給付

18歳未満の結核にかかっている児童のうち、その治療のため指定病院に入院が必要な場合は、医療の給付をします。

■ 育成医療

18歳未満で肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしやく機能に障害のある児童、および心臓疾患、腎臓疾患、先天性内臓疾患、肝機能障害などのため、指定病院で手術を必要とする児童は医療費の助成が受けられます。

■ 小児慢性疾患

18歳未満で悪性新生物、慢性腎疾患群、慢性呼吸器疾患群、心疾患群、内分泌疾患群、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患群、免疫疾患群、神経・筋疾患群、慢性消化器疾患群、先天異常症候群、皮膚疾患群等の児童は医療費の助成が受けられます。

児童手当

問 子ども若者支援課子ども給付係 ☎ 3578-2431



次代の社会を担う子どもの健やかな育ちのため、児童手当を支給します。

区内に住所があり中学校修了までの子どもを養育している方が対象となります。

※出生・転入日の翌日から15日以内に子ども給付係へ郵送、各総合支所区民課保健福祉係へ持参、マイナポータルによる電子申請のいずれかで申請してください。

※公務員の方は住所地ではなく勤務先へ申請してください。

※所得限度額・再申請についてはホームページをご覧ください。

【手当額】児童1人につき月額

0～3歳未満まで	15,000円
3歳～小学校修了まで (第1子・第2子)	10,000円
(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限を超える場合	5,000円
所得上限を超える場合	支給なし

港区出産・子育て応援メール（出産後）

問 きずなメール・プロジェクト ☎ 6709-6893



出産後の子育てに役立つ情報を配信するメールサービスです。

【対象】区内在住の妊婦と家族及び3歳未満の乳幼児の家族等

【配信回数】出産後100日まで…毎日

1歳まで…3日に1回程度

2歳まで…週2回程度

3歳まで…月2回程度

【配信内容】お子さんの成長の様子、子育てアドバイスを配信します。

【登録方法】

二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。一両日中に確認メールが届きます。登録・配信は無料です。

※通信費用は登録者負担です。

※妊娠時に登録された方も、出産後に再登録が必要です。

【二次元コード】出産後



※二次元コードが読み取れない時は、以下アドレスに送信してください。出産後 minato_kosodate@reg.kizunamail.com

※登録・配信ができない場合は特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクトにお問い合わせください。

ブックスタート事業

問 教育委員会事務局教育推進部図書文化財課 図書館係
☎ 6435-3011



赤ちゃんが心健やかに育つことを願うとともに、保護者が赤ちゃんと絵本を開くときの喜びや大切さを知っていただくために、読み聞かせの実演、港区の図書館事業の紹介後、図書館から絵本をお渡しします。

【対象者】

港区にお住まいの1歳の誕生日までの赤ちゃんと保護者(赤ちゃん1人につき1回)。うさちゃんくらぶ(→P13参照)でも開催しています。(内容は同じです。)

【持ち物】

母子健康手帳

【配布絵本】

基本セットとして「いないいないばあ」「じゃあじゃあびりびり」の2冊をお渡ししています。すでにお持ちの方は、当日お申し出ください。代替本を複数冊準備しています。

※事前にご予約いただくとスムーズにご案内できます。

※諸事情(特別整理期間等)により変更・中止する場合があります。

詳しくは、港区立図書館のホームページのイベント一覧をご覧ください。

※ブックスタート事業の開催日以外でも、電話でお問い合わせいただければ、近くの区立図書館で、随時対応(台場を除く)しております。

※病気や介護等により来館が困難な方を対象にブックスタート絵本の郵送サービスも行っております。詳しくは、各図書館にお問い合わせください。

